最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

最高裁判所

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　被害者参加弁護士の選定等（第七条―第十条）」を「第三章　被害者参加旅費等の請求手続（第七条―第九条）　第四章　被害者参加弁護士の選定等（第十条―第十二条）」に、「第四章」を「第五章」に、「第十一条―第十七条」を「第十三条―第十九条」に、「第五章」を「第六章」に、「第十八条・第十九条」を「第二十条・第二十一条」に、「第二十条―第二十五条」を「第二十二条―第二十七条」に、「第二十六条―第三十条」を「第二十八条―第三十二条」に、「第三十一条―第三十三条」を「第三十三条―第三十五条」に、「第六章」を「第七章」に、「第三十六条」を「第三十四条」に改める。

第一条中「謄写」の下に「、被害者参加旅費等（法第五条第二項に規定する被害者参加旅費等をいう。）の請求手続に関し法第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続」を加え、「第五条第一項」を「第十一条第一項」に、「及び」を「並びに」に、「第二十八条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第三十四条第一項及び第二項中「第五章」を「第六章」に改め、同条第三項中「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第三十六条とする。

第六章を第七章とする。

第五章第四節中第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条の見出し中「第三十三条」を「第三十九条」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条の見出し及び同条第一項中「第二十条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十九条の見出し中「第三十条」を「第三十六条」に改め、同条第一項中「第三十条」を「第三十六条第四項」に、「第二十九条第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十八条の見出し中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第一項中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十一条第四項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十七条の見出し中「第二十七条」を「第三十三条」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十六条の見出し中「第二十七条」を「第三十三条」に改め、同条第一項中「第二十七条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第三項中「第三十四条」を「第四十条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条の見出し中「第二十六条」を「第三十二条」に改め、同条中「第二十六条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、第五章第二節中同条を第二十七条とする。

第二十四条の見出し中「第二十六条」を「第三十二条」に改め、同条中「第二十六条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十三条を第二十五条とする。

第二十二条第一項中「第二十四条」を「第二十六条」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条の見出し中「第二十四条」を「第三十条」に改め、同条第一項中「第二十四条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条の見出し中「第二十四条」を「第三十条」に改め、同条第一項中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条の見出し中「第十八条」を「第二十四条」に改め、同条第二項中「第三十四条」を「第四十条」に改め、第五章第一節中同条を第二十一条とする。

第十八条の見出し中「第十七条」を「第二十三条」に改め、同条第一項中「第十七条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条」を「第四十条」に改め、同条第二項中「第十七条第二項第二号」を「第二十三条第二項第二号」に改め、同条を第二十条とする。

第五章を第六章とする。

第十七条第一項中「第五章」を「第六章」に改め、第四章中同条を第十九条とする。

第十六条を第十八条とする。

第十五条中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条の見出し中「第十四条」を「第二十条」に改め、同条中「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条の見出し中「第十四条」を「第二十条」に改め、同条中「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条の見出し中「第十三条」を「第十九条」に改め、同条第一項及び第二項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条の見出し中「第十三条」を「第十九条」に改め、同条中「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条第四号中「第十三条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第四章を第五章とする。

第十条の見出し中「第十二条」を「第十八条」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第九条の見出し中「第十一条」を「第十七条」に改め、同条中「第十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「（刑事訴訟法第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。）」を削り、同条を第十一条とする。

第八条の見出し中「第七条」を「第十三条」に改め、同条第一項中「第七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に、「第五条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第三項中「日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）」を「支援センター」に、「第五条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第五項中「（昭和二十三年法律第百三十一号）」を削り、「第七条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第七条の見出し中「第五条」を「第十一条」に改め、同条第一項中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第八条　経由裁判所は、法第六条第二項の規定により法務大臣（法第八条第一項の規定により日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が同項各号に掲げる法務大臣の権限に係る事務を行う場合には、支援センター。次項において同じ。）に対して送付すべき書面をファクシミリを利用して送信することにより送付することができる。

2　経由裁判所は、前項に規定する場合において、法務大臣から送信に使用した書面の提出を求められたときは、法務大臣に当該書面を提出しなければならない。

附　則

この規則は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

府　令

○内閣府令第七十一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）及び消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の規定に基づき、消費者契約法施行規則及び消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　被害者参加旅費等の請求手続に関し裁判所が行う手続

（経由裁判所等・法第六条）

第七条　法第六条第一項に規定する裁判所は、被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が手続への参加を許された刑事被告事件の公判期日又は公判準備に出席するための旅行をした時に当該被告事件の係属する高等裁判所、地方裁判所又は簡易裁判所（以下「経由裁判所」という。）とする。

2　被害者参加人は、経由裁判所以外の高等裁判所、地方裁判所又は簡易裁判所にも法第六条第一項に規定する請求書及び資料を差し出すことができる。

3　前項の規定により請求書及び資料が差し出されたときは、裁判所は、速やかにこれらを経由裁判所に送付しなければならない。

（書面のファクシミリによる送付等・法第六条）

第八条　経由裁判所は、法第六条第二項の規定により法務大臣（法第八条第一項の規定により日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が同項各号に掲げる法務大臣の権限に係る事務を行う場合には、支援センター。次項において同じ。）に対して送付すべき書面をファクシミリを利用して送信することにより送付することができる。

2　経由裁判所は、前項に規定する場合において、法務大臣から送信に使用した書面の提出を求められたときは、法務大臣に当該書面を提出しなければならない。

附　則

この規則は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十三号）の施行の日から施行する。